

# 「犯罪被害者支援」について考える

## — 犯罪被害者支援の現状 —

2004年に犯罪被害者等基本法が制定されてから約18年が経過した。その間犯罪被害者の救済支援のための様々な制度が策定実施されたものの、まだまだ十分な状態とは言えないというのが日々現場で活動する弁護士の実感である。そこで、この機会に犯罪被害者をとりまく現状を実務に即して一度概観しておくことが当会会員の方々にとっても有益ではないかと考え、当会犯罪被害者支援委員会の有志によって本稿を作成するに至ったものである。

本稿は、前半が被害者を取り巻く各制度の説明、後半が被害者支援活動に実際に数多く従事している諸会員による座談会となっている。

全体を通じてやや実践的な内容とするために基礎的な条文等は出来るだけ省略したので、より詳細な内容をお知りになりたい会員のために参考文献として「犯罪被害者相談とらの巻」「入門・被害者弁護士マニュアル」を挙げておく。これらは当会の会員サイト（委員会・法律研究部＞犯罪被害者支援委員会＞マニュアル・書式）\*1からダウンロード出来るので是非ご参照されたい。

\*1 <https://www.toben.or.jp/members/iinkai/hanzaihigai/m-shoshiki/pdf.html>

犯罪被害者支援委員会委員 佐野 秀樹（54期）  
（LIBRA 担当編集委員 小峯 健介）

### CONTENTS

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 犯罪被害者支援の現在・過去・未来  | 2頁  |
| 2 被害者事件の支援の概要       | 4頁  |
| 3 被害者事件支援に関わる近時の法改正 | 8頁  |
| 4 座談会：犯罪被害者支援の現場から  | 11頁 |
| コラム① 医療観察法と被害者      | 10頁 |
| コラム② 実名報道は必要か       | 15頁 |

## 1 犯罪被害者支援の現在・過去・未来

犯罪被害者支援委員会委員 渡瀬 耕（57期）



1 犯罪被害者（遺族を含む）は刑事事件における重要な当事者であり、多くの場合何らの落ち度もなく突然不幸のどん底に落とされる。それにもかかわらず、我が国の刑事司法において被害者は長く告訴・

告発人、ないしは証人すなわち証拠としての役割しか与えられてこなかった。

このような不条理・理不尽はここ数十年の時間をかけて、徐々に改善されてきた。1980年には犯罪

被害者等給付金支給法が制定されその後、民間団体の活動もあり、ついに2004年犯罪被害者等基本法が成立し、国や地方公共団体及びその他の関係機関、民間の団体等が連携して犯罪被害者のための施策を推進することが定められた。

当会においても1999年に犯罪被害者支援委員会が発足し、近時は多数の女性会員や若手会員が参加し、風通しのよい委員会として活発に活動をしている。

- 2 上記の立法を受けて、国・法律レベルでは刑事裁判における損害賠償命令制度、刑事裁判への被害者参加及びこれに対する国選被害者参加弁護士制度が開始されるなど、刑事司法にも大きな改革がもたらされた。

そして今日においては、刑事裁判への被害者参加は年間約1400件が許可され、損害賠償命令は年間約300件が終局し、証人保護のための遮蔽措置やビデオリンク方式による証人尋問も定着するに至っている（以上、令和3年版犯罪白書P272～274、2016年から2020年の統計）。

- 3 一方、地方自治体においても犯罪被害者を保護する条例が次々と制定され、2022年6月20日現在で47都道府県中41都道府県（及び横浜、さいたま、名古屋等の多くの大都市）に存在する（日弁連犯罪被害者支援委員会調べ）。

このうち、東京都では、2020年4月1日から①法律相談費用助成金制度（一定の要件を充たした法律相談に限る）、②犯罪被害に起因する転居費用助成制度、③見舞金支給制度等が施行された。また、2021年4月1日以降発生 of 犯罪の被害者に対しては、国選被害者参加制度が利用できない場合の援助も開始された。

- 4 このような新しい刑事司法に呼応して、在野において刑事手続に精通する唯一の法的専門家である弁護士も、損害賠償命令手続、被害者参加制度の代理人やメディアスクラム等のマスコミ対応活動や示談交渉の代理人として、虐げられた人々の杖となり盾となり、新たな活躍領域を切り開いてきた。

2013年頃からは、弁護士を必要とする犯罪被害者と弁護士とを繋げるシステムが東京三会と警視庁並びに検察庁との間で設けられ、特に緊急に援助を必要とする犯罪被害者に貢献する体制が整った。

さらに、DV、ストーカーを含む犯罪被害者支援の有力な窓口となっている法テラスは、犯罪被害者支援の精通弁護士名簿を整え、突然凶行に遭遇し戸惑う被害者に弁護士を紹介し、被害者救済に寄与している。

- 5 2017年には日弁連人権擁護大会の一分科会として犯罪被害者支援がテーマとなった。そこでは北欧に代表される他の人権先進国における犯罪被害者支援体制等、様々な調査研究結果が報告され、我が国の諸制度には未だ様々な改善の余地があることが浮きぼりになった。

特に、代理人が苦勞して債務名義を取得しても、被害が深刻になればなるほど、加害者側の無資力等の諸事情により債務名義が画餅と歸し回収が困難となり、犯罪被害者給付金程度では救済にほど遠い点など、今後社会全体として考えていかなければならない課題は山積している。

以下の項目では、紙幅の都合上、弁護士業務と関連の深い、実務面を中心に概観して行きたい。

## 2 被害者事件の支援の概要

犯罪被害者支援委員会委員 佐野 秀樹 (54 期)  
同委員会委員 企画調査部会副部会長 岸田 美咲 (72 期)



岸田美咲

### 1 相談を受任する際のポイント

#### (1) 二次被害を生まないために気を付けること

弁護士が相談者である被害者から相談を受ける際にまず心がけねばならないことは、弁護士が被害者に対して絶対に二次被害を与えることのないように努めなければならないということである。

一般的な法律相談の場合には、相談内容や事実の確認が第一に優先されるが、被害者事件の場合には、被害者に対する二次被害の予防が何よりも優先されるべきである。相談を受けた弁護士が被害者に二次被害を生じさせてしまうと、当該弁護士への信頼が損なわれ、その後の弁護士への相談や依頼が途絶えてしまうおそれがあり、ひいては弁護士全体への信頼も損ない、被害者に対する支援の路を閉ざしてしまうことになりかねない。

被害者は弁護士に相談する以前に、既に警察で何度も事件の内容の聴取を受けて精神的に疲弊していることが通常なので、これ以上の精神的負担を加えないような格別の配慮が求められる。

そのため相談を受けた弁護士といえども、初回の相談の際に事件の内容を詳細に聞き出すことは可能な限り避けるべきである。事件の内容については、概略さえつかむことができれば、詳細は後日捜査関係者や記録から聴取・確認することも可能なので、被害者本人からの聴取は最低限に止めるべきである。

また、相談時には、その言葉遣いに最大限慎重な配慮が求められる。弁護士自身にはその気がなくても、その発言により被害者が精神的なショックを受けることがあるからである。

弁護士が被害者に対して「だいじょうぶ」「頑張って」「分かります」などの安易な励ましや共感を伝えることは、却って被害者の反発を招くおそれが高い。被害者としては、十分に頑張っているつもりである一方、被害者の受けた損害を実際に被害を受けていない人間が

十分理解することは一般的には困難だからである。

まして、「なぜ逃げなかったのか?」「なんで抵抗しなかったのか?」「本当ですか?」などの発言は、被害者としては自分にも何らかの落ち度があったのではないかと責められているように感じるので、絶対に避けなければならない。

弁護士として被害者を励ますのであれば、被害者は事件について何らかの自らの落ち度を自覚して責任を感じていることも多いので、それを否定すべく「あなたは全く悪くない」ということをはっきりと伝えることである。犯罪の被害者に事件について責められるべき事由のあるケースなど実際には殆どない。

もし、弁護士が被害者の苦痛に配慮せずに執拗に事件の内容を聞き出そうとしたり、意図せずとはいえ心無い言動をした場合には、被害者に精神的な傷を与え、その信頼を得ることができず、以後の相談・依頼もなくなる可能性は高い。ようやく弁護士に支援を求めてきた被害者を弁護士が傷つけ、その支援の路を閉ざす結果に至るようなことがあってはならない。

被害者との間で十分な信頼関係が構築された後であればともかく、それ以前の段階、特に初回相談時においては、上記のような言動は厳に慎んで、二次被害を発生させないことを弁護士として第一と心がけるべきである。

弁護士は当初は聞き役に徹して、被害者が何を求めているのか、どのような具体的な支援を求めているのかをじっくり耳を傾けて聞き出した上で、以後の具体的な手続等の説明をすべきである。

#### (2) 弁護士費用の援助制度

被害者が相談時に気にかけていることの一つに弁護士費用の問題がある。被害者としては、犯罪の被害を受けた上に弁護士費用まで自己が負担することに理不尽さを感じ、相당한抵抗感があるからである。担当

する弁護士にとっても、自己の費用の確実な確保は重要な問題であろう。現在、一定の要件の下に、弁護士費用を被害者に支援する制度が整備されている。

代表的な制度として、国選被害者参加制度、日弁連委託援助制度、民事法律扶助制度が挙げられる。

それぞれ要件を充たすことが必要であるが、相談時に最低限確認・説明しておくべきことは資力要件であろう。被害者の資産のうち現預金等が国選被害者参加制度は金200万円未満、日弁連委託援助制度は金300万円未満であることが要件となり、制度によって相違があるので予め注意が必要である。資力要件を充たさないために公的な援助を得られず、受任に至らないケースもあるが、支援を受けられるかどうかは被害者にとっても重要な関心事であるので、最初に説明しておく必要がある。

これらの援助制度を利用するためには、弁護士が法テラスと基本契約を締結していることが必要となるので、予めあるいは事件を契機に締結すべきである。

国選被害者参加制度については、被害者が参加することを検察官に対して通告すれば、必要な書類が法テラスから届く。万が一送られてこない場合には法テラスのウェブサイトからプリントアウトする。日弁連委託援助制度については日弁連のウェブサイトから、民事法律扶助制度については法テラスのウェブサイトから必要な書式をダウンロードする。

これらの弁護士費用の援助制度は、要件を充たし利用できるのであれば、担当の弁護士は積極的に活用すべきである。

ここで是非とも留意して頂きたい点は、最初に電話等による相談を受けた弁護士が、弁護士費用回収の点を危惧するあまり、やっとの思いで弁護士とのコンタクトまでたどりついた相談者の依頼を無下に断るようなことがあってはならないということである。弁護士費用回収の危惧を理由に依頼を断ることも、相談者への支援の路を断つことのみならず、相談者の弁護士全体への信頼を失わせることになりかねない。このような事態を避けるためにも、相談担当弁護士は、積極的に上記各種援助制度を活用することを常に心がけるべきであるし、むしろ忘れてはならない。

## 2 事件発生から公訴提起まで

### (1) 公訴提起までの支援

被害者から依頼を受けて公訴提起まで弁護士が支援する主な内容は以下の通りである。

- ①告訴状・被害届の作成と提出
- ②事情聴取の同行
- ③マスコミ対応（メディアスクラムへの対応）
- ④DV事案における安全の確保
- ⑤被害者支援都民センターとの連携～証人尋問の付添などのサポートも可能
- ⑥加害者側との示談対応

被害者がまだ警察に相談する前や初期の段階であれば①②、早晚マスコミが騒ぎ出す可能性が高い場合や既に被害者の家や関係先に現れている場合は③、加害者との関係を早急に断つ必要性が高い場合は④の対応が必要であり、これらはいずれも緊急性が高く、早急な対応が求められる。⑤は来るべき公判の準備として他の機関へサポートを依頼するという内容である。

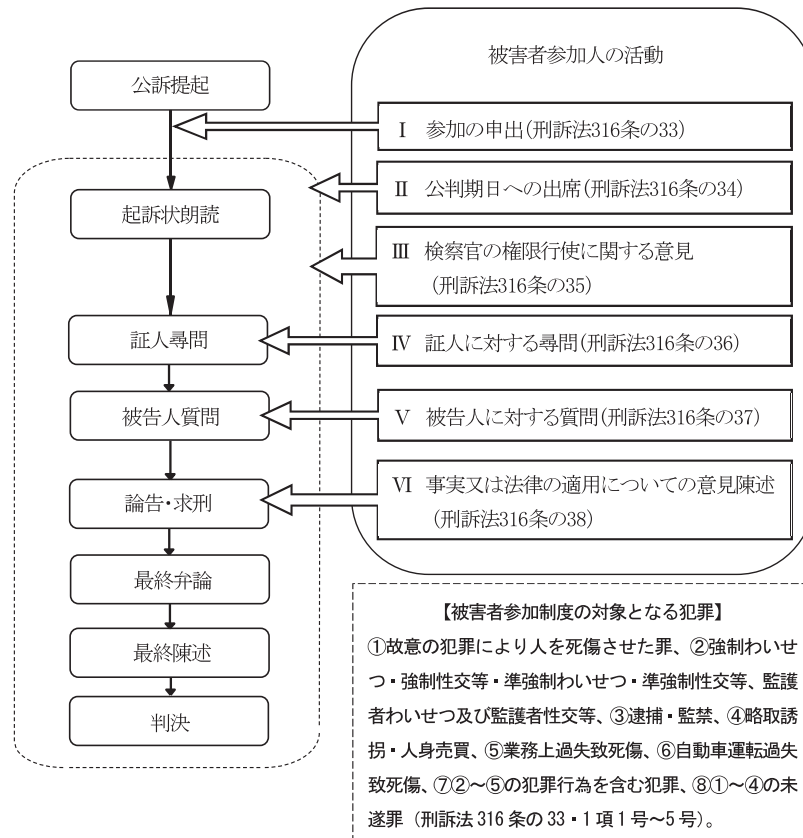
弁護士への相談が多いのは⑥の示談対応である。既に加害者が逮捕され、弁護人が付いているような場合に、弁護士から示談の打診がなされていることがある。被害者本人には弁護人の提示が妥当なものか分からないことが通常であり、刑事手続の進み具合との兼ね合いで早急な対応が必要なことも多いので、弁護士の的確かつ早急な支援・対応が求められる。

### (2) 経済的援助制度

被害者に対する公的な援助制度としては、犯罪被害者等給付金、犯罪被害救援基金、被害回復給付金、見舞金制度、転居費用の助成、弁護士費用の助成や法律相談料の援助（東京都）、宿泊費・ハウスクリーニング費用・転居費用の助成（警視庁）が挙げられる。

犯罪被害者等給付金の申請は、申請者の住所地を管轄する警察署に行く。犯罪被害救援基金は、公益財団法人犯罪被害救援基金が運営しており、同財団が窓口となる。被害回復給付金の申請は、当該被害回復給付金支給手続を担当している検察官に対して





\*出典：東京弁護士会犯罪被害者支援委員会発行「サポート電話相談担当者のための犯罪被害者相談とらの巻」（一部改変）

行う。それぞれ要件が異なるので確認が必要である。

上記の通り、このほかにも東京都と警視庁が転居費用等の各種支援制度を行っている。

### 3 公判手続

#### (1) 被害者参加制度

被害者参加制度とは、犯罪被害者等が、一定の要件のもとで、公判期日に出席し、証人及び被告人に対する質問をしたり、事実及び法律の適用に関する意見を述べたりする等して、刑事裁判に直接参加する制度である。

上の図は、刑事裁判手続の流れに沿って、被害者参加人ができる活動をまとめたものである。

#### ア 参加の申出

刑事裁判手続に被害者参加をする場合には、検察官に対して、被害者参加の申出を行う。被害者参加制度の対象犯罪は限定されているが、裁判員裁判対象事件ではない傷害罪や業務上過失致死傷罪等も対象犯罪に含まれているため、よく確認すべきである。

起訴から結審までの間であれば、参加の申出はいつでも行うことができるが、充実した活動のためには、早期に申出を行うべきである。もっとも、被害者は、不安や恐怖等から被害者参加するか否かの決断を早期にできない場合も多い。しかし、申出を迷っている間に、公判期日が決まってしまう、手続に実質的に参加することができなくなってしまう場合もある。刑事裁判の様子を知りたいという被害者に対しては、被害者参加人の活動（上の図Ⅰ～Ⅵ）のうちどの活動を行うかや、それらの活動を被害者本人と被害者参加弁護士のいずれが行うのかは後で決めてもよいこと、一旦申出をしても、後で撤回できることを伝え、申出は早期にしよう勧めるべきである。

被害者参加人は、その活動につき、被害者参加弁護士に委託することができる。資力が乏しい被害者（現預金等が200万円未満）については、法テラスを通じて、国選被害者参加制度を利用し、被害者参加弁護士を選任することもできる。国選被害者参加制度を利用して、特定の弁護士を被害者参加弁護士に選任したい場合には、当該弁護士が法テラスとの契約を締結している必要がある。

## イ 公判期日への出席

被害者参加人は、傍聴席ではなくバーの中に入り、検察官の横又は後ろに着席して、公判期日に出席することができる。その際、被告人や傍聴人に対して遮蔽措置をとることも可能である。バーの内側に入ること、被害者参加人は、一般傍聴者やマスコミ関係者との直接の接触を回避できる。被害者参加人が法廷に行きたくない場合には、被害者参加弁護士のみが公判期日に出席するということが可能である。また、バーの中に入りたくはないが公判期日は傍聴したいという場合には、裁判所と相談のうえ、傍聴席を確保してもらうこともできるが、この場合、被害者参加人と一般傍聴者やマスコミ関係者との接触の可能性があることに注意が必要である。

公判期日への出席は、被害者参加人への精神的負担が大きいと、事前に被害者参加人とよく相談するとともに、公判期日が複数回に及ぶ事件の場合には、その都度、被害者参加人の心情を確認し、柔軟に対応することが必要である。

## ウ 検察官の権限行使に関する意見陳述

被害者参加人は、どの手続に関与するかを問わず、検察官の権限行使（訴因変更や証拠調べ請求等）についても意見を述べるができる。

## エ 証人に対する尋問

被害者参加人は、情状に関する事項についてのみ、証人の供述の証明力を争うための質問に限り、証人尋問をすることができる。

証人尋問の申出は、検察官の尋問終了後直ちに尋問事項を明らかにして、検察官に対して行えばよいとされているが、事前に尋問事項を準備できる場合には、検察官との事前の協議をしておくべきである。

## オ 被告人に対する質問

被害者参加人は、被告人に対して、意見陳述をするために必要がある事項につき、被告人質問をすることができる。証人尋問とは異なり、質問事項は、情状に関する事項に限られない。

被告人質問は、あらかじめ質問する事項を明らかにし、検察官に対して申出を行う。検察官が質問することが相当である事項もあれば、被害者参加人が質問の方が効果的である事項もあるため、その役割分担については、重複を避けるためにも、検察官と事前に協議をしておくべきである。

## カ 被害者による事実又は法律の適用についての意見陳述

被害者による論告であり、証拠として取り調べた内容に基づかなければならない。申出は、あらかじめ陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官に対して行う。

### (2) その他の制度

#### ア 心情に関する意見陳述

この意見陳述は、被害者参加制度の対象外の犯罪の被害者等でも行うことができる。

被害者・被害者遺族の心情を、ストレートに裁判官・裁判員や被告人に伝えることができる手段であるため、その活用を積極的に検討すべきであるとともに、可能な限り、公判廷で被害者や被害者遺族自身に陳述してもらう方がよい。しかし、公判廷での陳述は、心理的に相当な負担を伴うため、意見陳述の原稿の作成や、弁護士の代読の有無については、被害者や被害者遺族の心情に最大限配慮することが必要である。なお、実務においては、心情に関する意見陳述で、被害者参加人に自由に心情を述べてもらい、事実又は法律の適用についての意見陳述で、被害者参加弁護士が法的な観点から求刑等について意見を述べることが多い。

## イ 被害者保護の制度

一定の犯罪の場合には、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが認められる。被害者や被害者遺族がこれを望む場合には、検察官に申出をすべきである。

また、被害者が証人として出廷しなければならない場合には、その尋問の方法につき、被害者の希望に合わせて、付添いや遮蔽措置、ビデオリンク方式等の方法で行うことを、検察官と相談すべきである。被

害者の状況にあわせて、証人テストの際にも、同行や同席を申し入れるべきである。

#### ウ 事件記録の閲覧・謄写

被害者は、刑事事件記録の閲覧・謄写をすることもできる。被害者参加事件では、特に、第1回公判期日前に事件記録を閲覧・謄写しておくことが、公判の準備のために必要不可欠であるから、検察官に対して、早期に申出をすべきである。なお、被害者参加の申出をしていない場合であっても、被害者参加かどうかの判断に必要という理由で、記録の閲覧・謄写をすることが可能である。

第1回公判期日以降は、当該刑事事件が係属している裁判所に対して申出をすれば、検察官請求証拠、証人尋問調書や被告人供述調書を含む公判調書、弁護人請求証拠等の記録も閲覧・謄写請求をすることができる。

### 4 損害賠償命令制度

損害賠償命令制度とは、一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所が、引き続き犯罪被害者等による損害賠償請求という民事上の請求についても、刑事損害賠償命令事件として審理をするという制度である。なお、被害者参加制度の対象事件のうち、業務上過

失致死傷罪等の過失犯は、損害賠償命令制度の対象となる犯罪から除外されているため、注意が必要である。

この申立は、申立書を当該刑事事件の係属している地方裁判所へ提出する方法で行うが、対象となる刑事事件の公訴提起時から弁論終結時までしか申立ができないため、時機に遅れることのないようにしなければならない。

この制度では、被告人に対して、有罪の判決が言い渡されると直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、刑事事件を担当した裁判所が、職権で刑事記録を取り調べてくれるため、申立人の側で刑事記録を証拠として提出する必要がある点に利点がある。また、申立手数料が、請求額に関わらず、公訴事実ごとに一律2000円であるため、被害者の経済的な負担も軽減される。

ただし、損害賠償命令制度の審理は、原則4回までとされており、4回以内の期日で終わらない場合や、適法な異議申立があった場合には、通常の民事訴訟に移行する。裁判官が職権によって通常の民事訴訟に移行させることも可能である。

そして、民事訴訟に移行した場合には、通常の民事訴訟の際に請求額に応じて納めるべき申立手数料から、損害賠償命令の申立手数料として納めた2000円を控除した差額を支払わなければならないことに注意が必要である。

## 3 被害者事件支援に関わる近時の法改正

犯罪被害者支援委員会委員 村田 智子 (48期)



### 1 刑法改正について

#### (1) 侮辱罪の法定刑の引き上げ

2022（令和4）年6月13日、「刑法等の一部を改正

する法律」が成立し、侮辱罪の法定刑が、「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられた。既に同年7月7日から施行されている。

法改正がなされた理由は、インターネット上での誹謗中傷が社会問題化したことであった。従来、「事実の摘示」を伴わない侮辱罪の法定刑は、名誉棄損罪に比べて格段に軽かったが、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、法定刑が引き上げられたのである。

法定刑の引き上げに伴って、教唆犯及び幫助犯の処罰が可能になった、公訴時効が1年から3年になった、逮捕の要件が緩和された等の変更も生じている。

インターネット上の誹謗中傷については、匿名でなされることが多い、発信者を突き止めたとしても「身に覚えがない」等の反論をされる可能性がある等の問題があるため、法定刑が引き上げられたことにより、即、発信者が侮辱罪で処罰されるケースが増加するとはならないかもしれないが、それでも、法定刑の引き上げは、インターネット上の誹謗中傷に対する一定の抑止になるものと考えられる。

## (2) 性犯罪規定の改正について

刑法の性犯罪の規定は、2017（平成29）年6月に改正され、同年7月に施行された。主な改正内容は、①性犯罪の定義の拡大とそれに伴う罪名の変更（膣性交のみならず肛門性交、口腔性交も含むとされ、罪名は強姦罪から強制性交罪に変更された）、②法定刑の下限の引き上げ（3年から5年に）、③非親告罪化、④監護者わいせつ罪・性交罪の新設、⑤強姦と強盗が同じ機会に行われた場合の罰則の整備等であった。

同改正には、「必要に応じて施行後3年後に見直しを行う」旨の附則が加えられたが、その3年後見直しによる検討は、2020（令和2）年から始まった。現在は、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会で審議されている。

同部会での主な審議事項は、①（強制性交罪等の）暴行・脅迫要件、及び（準強制性交罪等の）心神喪失・抗拒不能の要件の改正、②性交同意年齢（現在では13歳）の引き上げ、③相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪の新設、④わいせつな挿入行為の取り扱

いの見直し、⑤配偶者間において強制性交罪等が成立することを明確化すること、⑥性交等をする目的で若年者を懐柔する行為（いわゆるグルーミング行為）に係る罪の新設、⑦公訴時効の見直し、及び被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設、⑧性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為に係る罪の新設、及び性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入、である。

すべて重要な論点であり、改正がなされた場合、性犯罪・性暴力被害者の救済が大幅に進むものと思料される。また、これらの改正は極めて画期的な改正であるので、弁護士は、被害者側の相談を受ける場合はもちろん、刑事弁護をする場合であっても、改正内容を正しく理解する必要がある。

今後も、法制審議会での議論状況等について注視していく必要がある。

## 2 被害者のプライバシー保護に関する規定の整備

### (1) 性犯罪の被害者の氏名等を秘匿する措置

この措置は、被疑者・被告人に示す逮捕状や起訴状等について、被害者の氏名等の記載のある原本や謄本ではなく、記載のない抄本とする、という措置である。ただし、被疑者・被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときなどには氏名を伝えることとされ、また起訴状については、弁護人には、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して被害者の氏名等が記載された起訴状謄本を送達することとされている。

この措置については、2021（令和3）年9月16日の法制審議会において要綱が提出されたが、賛成多数で原案通り採択され、直ちに法務大臣に答申されることとされた。

現在、インターネットの普及等により、氏名等によって容易に個人が特定されてしまうため、加害者に氏名等を知られたくないと切望する被害者は非常に多い。



この措置が実施されることによって、性犯罪・性暴力被害者が、今までよりも安心して被害申告ができるようになると思われる。

少なくとも被害者支援の立場からは、早期の法律の成立と施行が望まれる。

## (2) 民事訴訟法（IT化関係）等の改正

民事訴訟のIT化については多くの会員が注目しているところであるが、2022（令和4）年5月18日に成立した民事訴訟（IT化関係）改正法の中には、「被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度」が含まれている。

具体的には、①申立人の住所、氏名等の秘匿（住所、氏名等が当事者に知られることによって申立人等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが疎明された場合、裁判所は、申立てにより、申立人等の住所、氏名等を秘匿する旨の決定ができる）、②秘匿決定があった場合における閲覧等の制限

の特則（秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出書面や当該秘匿事項等が記載された部分の閲覧、謄写等ができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限定する等）等である。

犯罪の被害を受けた者が加害者に対して損害賠償請求をしたいと思うのは当然のことである。この制度は、犯罪被害者等にとって、加害者に対する損害賠償請求の訴えを提起しやすくするものであり、速やかな施行が望まれる。

## 3 最後に

近時の法改正は以上の通りであるが、今後も犯罪被害者に関わる様々な法改正がなされると予想される。いずれも重要な改正であるので、被害者支援に携わる会員はもちろん、多くの会員に着目していただきたい。

### column コラム①

## 医療観察法と被害者

「心神喪失者の行為は、罰しない」。この簡素な条文に、どれほど犯罪被害者は苦しめられているか。自分や近い親族に何が起こったのか、愛する人はどんな最期だったか、なぜ事件に巻き込まれたのか、自らが被害者や遺族となった事件のことを知りたいと願う人は少なくない。

平成19年6月に刑事訴訟法等の改正法が成立し、被害者参加制度や損害賠償命令制度が導入され、刑事手続で犯罪被害者のなしうることは飛躍的に増大した。

しかし、捜査段階の鑑定の結果、心神喪失者と判断されると、通常の刑事手続のルールに乗らず、医療観察法に則ることになる。医療観察法が成立したのは、平成15年。平成16年12月成立の犯罪被害者等基本法や、先の被害者参加制度が導入される前に成立し、当時、犯罪被害者の視点はすっぱりと抜け落ちていた。審判廷在廷はもちろん、対象者への質問も認められない。記録の閲覧も一般的な条文しかない。検察庁に閲覧を求めても、不起訴記録として取り扱われる。理解ある裁判官が、記録の謄写、本人や代理人の傍聴のほか、事件の状況や審判廷での様子を個別に説明した例もあるが、すべては運用で、裁判官の裁量に委ねられる。

平成19年以前の旧来の刑事訴訟法は、被告人を中心とした加害者を如何に裁くかだけに眼目があった。しかし、犯罪被害者等基本法・基本計画ができ、刑事訴訟は被害者のためにもあることが明記され、日本の刑事訴訟法は変革を遂げた。医療観察法は、未だに対象者の保護だけを中心に規定された旧来の考え方に軸足を置いており、変革から取り残されている。変貌を遂げるべき時期はとうの昔にきているのであろう。

犯罪被害者支援委員会委員 米田 龍玄（58期）

## 4 座談会：犯罪被害者支援の現場から

2022年8月2日開催

出席者

犯罪被害者支援委員会 委員 米田 龍玄 (58期)  
※ オンラインによる出席

副委員長 高田沙代子 (64期)

副委員長 実務研究部会副会長 塩見 貴章 (65期)

委員 センター運営部会副会長 早田 智紀 (70期)

委員 坂本香菜子 (70期)



座談会出席者

**塩見：**現在、犯罪被害者に関する制度として刑事裁判における被害者参加手続きや損害賠償命令の手続き、弁護士費用等の援助制度として日弁連委託援助制度や被害者参加の国選制度等があり、まだまだ十分ではないにしても、様々な制度があります。今回の座談会は、弁護士としての犯罪被害者支援活動をより多くの会員に知ってもらい、若手弁護士をはじめ犯罪被害者支援活動に携わる弁護士の裾野を広げようという目的のもと、実施することになりました。

まず、自己紹介を兼ねて犯罪被害者弁護活動を始めてどのくらいか、またそのきっかけは何かについてお伺いしていきたいと思います。米田さんは当委員会元委員長でいらっしゃったので委員会の紹介も含めてお願いします。

**米田：**私は被害者弁護に携わるようになってから17年くらい経ちます。いわゆるボス弁が岡村勲という犯罪被害者遺族であり、あすの会という全国犯罪被害者の会の活動をしていました。私が事務所に入ったときに被害者参加・損害賠償命令制度が導入される刑事訴訟法改正のタイミングで、興味を持ったのがきっかけです。

当委員会は、現委員長が61期で比較的若い期で構成されていて頑迷固陋な恐い会員もいないので(笑)、自由に思ったことや意見を言える環境だと思います。委員会が運営する犯罪被害者支援センター、SOSサポート電話での事件受任のほか、警視庁・検察庁と連携し、東京でニュースになるような重大事件の多くは相談につながり、委員の誰かが担当しています。また、サポート電話の回答の適・不適の検討報告や被害者や遺族の話を聞く企画、研修、

損害賠償事案の調査研究や条例制定活動など、様々な活動を行っています。

**高田：**私は弁護士登録をしてすぐに被害者の委員会に参加し、10年を超えたくらいです。修習の時に指導担当の弁護士と同じ事務所の弁護士が被害者参加の仕事もされていて、起案などもさせていただいたのがきっかけになっています。

**早田：**私は修習期は70期で、弁護士登録をした2018年にこの委員会に所属してからになりますので、5年目になります。元々この分野に興味があったわけではなかったのですが、やりがいがありそうだったこの委員会に入ったことがきっかけです。

**坂本：**私も同じく70期で、弁護士1年目から委員会に登録していたところ、警視庁案件を担当させていただき、それから支援に携わっています。登録したきっかけは、修習の時に傍聴した裁判が被害者参加している事件で、初めて被害者参加弁護士の活動を目の当たりにし、弁護士の仕事の1つとして印象に残ったからです。

**塩見：**次に、どのような経緯で犯罪被害者事件の相談が持ち込まれるのかについてお伺いします。まず、先ほど米田さんから紹介のあった当委員会の活動の一つである、警視庁や検察庁から犯罪被害者及びその家族、あるいは犯罪被害者のご遺族からの相談紹介を東京三会の犯罪被害者支援委員会で対応するという制度について、この制度導入の経緯を教えてください。

**米田：**被害者や遺族は、突然事件に巻き込まれて事件があったことも受け入れられない状況で「法律相談に行く」という発想がないんですね。ですので、最初に接点がある警察や検察から案内してもらうの

は非常に大切なんです。法律相談の希望を聞いてもらって、希望があれば弁護士会に紹介してもらっています。平成25年の12月から試験的に導入されましたが、警視庁や検察庁との信頼関係が構築され、今では年間かなりの数に上る紹介を受けています。

**塩見：**当委員会では警視庁検察庁紹介案件について、経験豊富な会員を主査、経験が浅い若手の会員を副査とする2名で対応する体制をとっています。この体制についてどう思いますか。

**坂本：**未経験の私が被害者支援に携わることができたのは、この体制によるところが大きかったです。主査の会員と一緒に案件を担当することで常に相談しながら進められ、本当に安心して事件に対応できました。被害者の方にとっても、担当した弁護士によって支援の質が異なることがないので、良い体制だと思います。

**塩見：**高田さんは、警視庁検察庁の紹介案件の他、どのような経緯で相談を受けていますか。

**高田：**私は性暴力救援センター・SARC東京というところの協力弁護士をしているのでそこからの紹介、精通名簿登録をしている法テラスからの紹介、他の弁護士や以前の依頼者や知人からの紹介です。

**塩見：**SARC東京の協力弁護士というのはどうやってらなることができるのですか。

**高田：**性暴力の被害者の支援に精通している方で既に協力弁護士になっている人の推薦を受けられなれます。今のところ女性の弁護士しか登録していませんが、男性の被害者の相談もあるので、今後は男性の弁護士にも入っていただきたいということです。

**塩見：**次に、犯罪被害者支援活動として具体的にどのようなことをやっているのかについてお尋ねします。

**高田：**被害者参加弁護士としての活動、被害者の方やご遺族の方に付添人が必要と思われるケースでは

都民センターを紹介してセンターの方に付添人になっていただくなどの連携もしています。また、起訴前、起訴後の示談交渉、被害届の同行、告訴状の作成、事情聴取の同行、捜査機関に意見を言ったり、意見書を書いたり等の活動や検察審査会への申立などもしています。不起訴事件で、民事事件で勝訴した後に検察審査会に申立をして、不起訴不当とされたケースもあります。マスコミ対応が必要な事案では、マスコミに申入れをしたり、被害者の方のコメントを発表したり、記者会見をするなどの活動もしています。さらに、損害賠償命令の申立や被害者の方の民事事件の対応もしています。

**塩見：**米田さんは、個別の案件対応のほか、犯罪被害者等の権利利益の実現のために制度改革を求める活動をされているとお聞きしています。

**米田：**先ほど少し話しました全国犯罪被害者の会、いわゆるあすの会は、被害者や遺族にとって不十分な法制度を変える活動をしていました。あすの会は4年前に解散しましたが、未だに被害者の遺族の経済的な補償が全く進んでいない状況を見て、今年3月に新全国犯罪被害者の会、新あすの会が結成されました。現行の犯罪被害者等給付金の改正にとどまらず、抜本的制度改革を求めています。

**塩見：**次に、一般的な刑事事件、民事事件と比較して、犯罪被害者弁護活動の違うところは何かについて教えてください。

**早田：**二次被害の防止には一般的な事件と比べて特に気を遣っています。ふとした一言でも二次被害を与えてしまう可能性があります。特に性犯罪ですが、その多くは被害者が女性で、加害者が男性です。私も男性なので、発言はもちろん、加害者と同じ性別の人が同じ空間にいることが苦痛になるのではないかとすることは常に念頭に置いています。





犯罪被害者支援委員会  
副委員長  
高田 沙代子 (64 期)



犯罪被害者支援委員会  
副委員長  
実務研究部会副部長  
塩見 貴章 (65 期)

**米田：**初回、通常の事件では、どんな事件か、何があったかの事情聴取をするところから始まると思いますが、被害者事件の場合、事件の内容を根拠り葉掘り聞かず、話し始めれば聞く程度です。告訴案件や被害申告は別ですが、刑事事件が進んでいけば、事件記録を直接見た方が早いですし、まずは、事務所に来てくださってありがたいとか、たいへんな中で時間を作ってくれてありがたいと話して信頼関係を作ることを優先します。そして、刑事と民事の手続きが違うという初歩的なことから、捜査段階と公判段階の基本的な手続きの流れの話をします。事件を進める上で聞いておかなければならないことは聞きますが、「自分が批判されているんじゃないか」と受け取られないよう、例えば警察からこう聞かれるかもしれない、弁護人や加害者側からこう反論されるかもしれないと、前置きをしています。

**塩見：**次に、犯罪被害者弁護活動をするうえで、苦労したことについて教えてください。

**早田：**事案によっては刑事事件化の見通しが厳しいものも少なくはないです。弁護士としては事件の見通しをきちんと説明しなければなりません、厳しい見通しを被害者の方に説明するのは心苦しいところがあります。

**高田：**マスコミに被害者の実名を出さないように申入れをしても、マスコミによって対応が分かれてしまっすぎてすごく悩ましかったです。報道の自由はもちろん大事なんですけど、報道する際に被害者の実名が必要なのかというのは、私としては非常に疑問があります。また、被害者やご遺族の方はマスコミのメディアスクラムに本当に困っていて、なるべく早い段階で被害者に弁護士がつく必要性を毎回感じます。

**塩見：**今、被害者等の情報に関するマスコミ報道についてお話しいただきましたけど、米田さんはこの点に

ついてどのように考えますか。

**米田：**被害者の実名や顔写真は、今まで当たり前のようにメディアで報道されていました。これは聞けば誰しもが疑問に感じながら、そのままにされてきたわけですが、おかしいことはおかしいって声を上げなければいけないと思います。なので、近時の会長声明など、当会として声を上げ始めたのはとてもいいことだと思います。研修所では教えてくれないので、私自身も手探りで周りの人や記者に意見を聞き、自分なりに試行錯誤しながら対応しています。

**塩見：**次に、犯罪被害者弁護活動についての「やりがい」について教えてください。

**坂本：**被害者の方にとって、被害者参加することは再び事件に向き合うことになり、辛いものなので、被害者の方の気持ちに寄り添って支援したいと思っています。裁判等終了後に被害者の方から「先生の支えなしでは到底耐えられませんでした」「心にいつも寄り添っていただき感謝しています」等と言っていた時はやりがいを感ずります。また、初回相談時に被害者の方から、被疑者等に関する情報はたくさんあるけれど、被害者側の情報がなくて何も分からなかったし、被害者側で弁護士を依頼できることも知らなかったので相談できて本当に良かった、と言われることもあります。被害直後に弁護士が相談にのることの必要性、意義を感じます。

**早田：**私も坂本さんと同じ点にやりがいを感ずるところが多いです。また、刑事裁判では、被害者は心情に関して意見陳述をしたり論告を述べたりできますが、どのようにしたら裁判所に被害者の気持ちなどが伝わるのかについて検討することにも大きなやりがいがあります。判決文の「量刑の理由」等で意見陳述で述べた表現が反映されると、検討したことは無駄ではなかったという気持ちになります。





犯罪被害者支援委員会  
委員  
センター運営部会部会長  
早田 智紀 (70期)

**米田：**例えば示談書一つ結ぶにも、被害者側にも弁護士が付くことで本来擁護されるべき被害者の権利が正当に実現される、それに関わることができるのは非常にやりがいがあると感じています。事件直後に被害者遺族のところに行くことが、何をしなくても何もできなくても、支えになります。繊細な対応が必要な場面もありますが一生懸命考え、壁を乗り越えていくのはとてもやりがいがあります。

**塩見：**次に、犯罪被害者支援活動が他の分野の事件に活かした経験について教えてください。

**早田：**犯罪被害者支援活動では、被害者が被った損害について民事訴訟、強制執行の手続きで回収を試みることがあります。その点は、通常の民事事件にも共通しますので相互に活かせるところがあるかなと思います。

**高田：**刑事事件の弁護人の仕事をする際に、被害者支援で培った被害者への配慮をしながら交渉すると示談に結び付くこともあるので、そういったことは他の分野に活かした経験と言ってよいのかなと思っています。被害者側の代理人の立場で、被疑者・被告人の弁護人の活動を見ていて、被害者のことを全く気にかけない弁護活動、被害者への配慮どころか、下手すると二次被害を起こすような活動をされているケースも見かけますが、それは、被疑者・被告人のためにもならない結果になっていることがほとんどです。否認事件などで主張として被害者と対立する場面も当然あって、被疑者・被告人と弁護人との間の信頼関係の問題もあり、それなりに強い主張をするような事情は当然あると思うのですが、そうであっても、被害者への二次被害を起こさないように配慮するやり方はあると思っています。北欧では、加害者の弁護活動と被害者の支援は両輪と考えられているそうですが、そういった北欧の考え方に日



犯罪被害者支援委員会  
委員  
坂本 香菜子 (70期)

本も学ぶところはあるのかなと思っています。被害者を支援することは、加害者の弁護活動と必ずしも対立するものではないということを知っていただきたいと思っています。

**塩見：**正にそのとおりですね。

最後に、犯罪被害者支援活動における制度としての今後の課題、あるいは個人的な課題についての皆さんのお考えを教えてください。

**坂本：**個人的な課題ですが、私はマスコミ対応が必要な案件を対応したことがなく、これは経験によるところが大きいのので、主査の会員と案件を担当しながら学んでいきたいと思っています。

**早田：**犯罪被害者支援活動をしていると、現行制度に対して不満に思うことがいろいろとあります。特に不満に思っているのが、慰謝料の金額、特に性犯罪の慰謝料の金額が低すぎるのではないかという点です。もちろん具体的な事例によりますし、単純な比較はできませんが、例えば、第三者から直接加害行為を受ける痴漢や盗撮の慰謝料が不貞行為の慰謝料を下回ることは多いと思いますが、それにどこまで合理性があるのか非常に疑問があります。これは、個別の事件で慰謝料の金額に関する主張を積み重ねていくほかないと思っています。

**高田：**被害者の弁護士費用の公的支援は被害者国選くらいで、資力要件もあって不十分と感じています。資力要件は流動資産で見るとですけど、例えば、収入がほとんどなく、貯蓄を切り崩して生活をしている方は、資力要件で引っかかって使えなかったりします。また、債務名義をとっても回収できることは少なく、犯罪被害者等給付金の制度もありますが、金額的な制度が不十分です。他にも、被害者参加は、一定の対象事件しかできないことになっていますけど、対象にする必要があると感じるものがあります。

例えば、ストーカー規制法違反や、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律いわゆるリベンジポルノ防止法違反は、被害者参加対象事件でないために心情の意見陳述しかできませんし、被害者の方が加害者の裁判を見たいと言っても、傍聴席で裁判を見るしかないという状況になってしまうのですが、事件の性質から言っても余りにも酷ではないかと思っています。被害者の支援の制度はまだ歴史も浅くて、発展途中だなと感じています。

**米田：**犯罪に遭うということは人としての尊厳を踏みにじられる最たるものです。ですから、被害者遺族の本来の権利や判断は最大限尊重したいと考えています。刑事に関しては、高田さんも言ったように、本来被害者参加できて当然と思われる犯罪類型で認められていないものがあります。それから、公判

前整理手続での期日への出席が認められない点、裁判員裁判では遺体写真のみならず、生前の写真等、被害者参加人が希望し、検察官も相当であると認めて申請した証拠が刺激証拠に当たる等として採用されない例が散見される点も、改善していきたいと考えています。民事に関しては、先ほど新あすの会の活動をご紹介しましたが、国による加害者に対する損害賠償請求権の買取り制度を提唱しています。国が加害者を刑務所に閉じ込めて、その間加害者はお金を稼ぐことができないわけですし、国であれば被害者個人ではできないような債権回収方法も可能です。北欧では実際に運用されており、非常に合理的な制度だと思っています。

**塩見：**今日は忌憚のないご意見を多くいただきました。ありがとうございました。

## column コラム②

### 実名報道は必要か

「息子さんが事件に巻き込まれ、お亡くなりになりました」ある日突然、警察から電話がかかってくる。その時から、犯罪被害者遺族となったことを知る。テレビをつけると、息子の実名が繰り返し報道されている。インターネットでは息子の情報を集めたまとめサイトが作られ、息子の顔写真、出身地や学歴だけでなく、親も知らないような情報まで記載されている。息子の死を受け入れられない状態で、息子の情報が繰り返し流れ、個人情報に世間にさらされ、息子の生前の行動を非難されたり、家族関係を詮索されたりする。死亡事案の被害者遺族の実情である。

日弁連は、1987年の人権擁護大会宣言で「原則匿名報道」の実現を要望し、1999年の同宣言で「原則匿名報道」を確認し、被害者とその家族の名誉・プライバシーなどの人権を侵害しないように配慮することを求めている。マスメディアの報道の自由は民主主義の根幹に資し重要な役割を果たしているとする一方で、興味本位や営利主義に流され行き過ぎた報道は、被害者等の名誉・プライバシーなどの人権を侵害し深刻な被害をもたらしてきたとしている。

それから20年以上経った現在、今もなお、被害者は実名報道がなされ、時に名誉・プライバシーが侵害されている。2016年に相模原で発生した障がい者施設殺傷事件、2017年に発生した座間事件では、実名報道の是非が議論された。原則匿名報道は実現されないのか。30年以上前から問われてきたことではあるが、マスメディア以外に容易に情報を発信できるインターネット時代を迎えて、実名報道の在り方を議論する時期に来ている。

犯罪被害者支援委員会委員長 西廣 陽子 (61期)